

雑誌編集倫理綱領

昭和 38 年 10 月 16 日 制定
平成 9 年 6 月 18 日 制定

文化の向上と社会の発展に寄与すべき雑誌の使命は重大であり、国家、社会、及び基本的人権に及ぼす影響も大である。この社会的責任により、雑誌は高い倫理水準を保たなければならぬ。

われわれ雑誌編集者は、その自覚に基づいて次の指標を掲げ、自ら戒めてその実践に努め、編集倫理の向上を図るものとする。

1. 言論・報道の自由

雑誌編集者は、完全な言論の自由、表現の自由を有する。この自由は、われわれの基本的権利として強く擁護されなければならない。

2. 人権と名誉の尊重

個人及び団体の名誉は、他の基本的人権とひとしく尊重され擁護されるべきものである。

- (1) 真実を正確に伝え、記事に採り上げられた人の名誉やプライバシーをみだりに損なうような内容であってはならない。
- (2) 社会的弱者については十分な配慮を必要とする。
- (3) 人種・民族・宗教等に関する偏見や、門地・出自・性・職業・疾患等に関する差別を、温存・助長するような表現はあってはならない。

3. 法の尊重

憲法及び正当に制定された法は尊重されなければならない。

- (1) 法及びその執行に対する批判は自由に行われる。
- (2) 未成年者の扱いは十分慎重でなければならない。
- (3) 記事の作成に当たっては、著作権等に関する諸権利を尊重する。

4. 社会風俗

社会の秩序や道徳を尊重するとともに、暴力の贅美を否定する。

- (1) 児童の権利に関する条約の精神に則り、青少年の健全な育成に役立つ配慮がなされなければならない。
- (2) 性に関する記事・写真・絵画等は、その表現と方法に十分配慮する。
- (3) 殺人・暴力など残虐行為の誇大な表現はつしまなければならない。
また、犯罪・事故報道における被疑者や被害者の扱いには十分注意する。

5. 品位

雑誌は、その文化的使命のゆえに高い品位を必要とする。雑誌編集者は、真に言論・報道の自由に値する品位の向上に努める義務のあることを確認する。